

不利益処分の処分基準

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		保護の変更、停止、廃止
根拠法令(例規)及び条項		生活保護法第 62 条第 3 項
法 令 (例 規) 番 号		昭和 25 年法律第 144 号
関 係 条 項		
所 管 課 係 名		地域福祉課生活福祉係
処 分 基 準	基 準	(指示等に従う義務) 第六十二条 被保護者は、保護の実施機関が、第三十条第一項ただし書の規定により、被保護者を救護施設、更生施設若しくはその他の適当な施設に入所させ、若しくはこれらの施設に入所を委託し、若しくは私人の家庭に養護を委託して保護を行うことを決定したとき、又は第二十七条の規定により、被保護者に対し、必要な指導又は指示をしたときは、これに従わなければならない。 2 保護施設を利用する被保護者は、第四十六条の規定により定められたその保護施設の管理規程に従わなければならない。 3 保護の実施機関は、被保護者が前二項の規定による義務に違反したときは、保護の変更、停止又は廃止をすることができる。 4 保護の実施機関は、前項の規定により保護の変更、停止又は廃止の処分をする場合には、当該被保護者に対して弁明の機会を与えなければならない。この場合においては、あらかじめ、当該処分をしようとする理由、弁明をすべき日時及び場所を通知しなければならない。 5 第三項の規定による処分については、行政手続法第三章（第十二条及び第十四条を除く。）の規定は、適用しない。
	処分基準の未設定理由	㊦：処分基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
備 考		(参考事項) ・「生活保護手帳」 ・「生活保護手帳一別冊問答集一」 口頭による弁明

不利益処分 of 処分基準

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		不正受給者からの費用徴収
根拠法令(例規)及び条項		生活保護法第 78 条
法 令 (例 規) 番 号		昭和 25 年法律第 144 号
関 係 条 項		
所 管 課 係 名		地域福祉課生活福祉係
処 分 基 準	基 準	第七十八条 不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の額の全部又は一部を、その者から徴収するほか、その徴収する額に百分の四十を乗じて得た額以下の金額を徴収することができる。 2 偽りその他不正の行為によつて医療、介護又は助産若しくは施術の給付に要する費用の支払を受けた指定医療機関、指定介護機関又は指定助産機関若しくは指定施術機関があるときは、当該費用を支弁した都道府県又は市町村の長は、その支弁した額のうち返還させるべき額をその指定医療機関、指定介護機関又は指定助産機関若しくは指定施術機関から徴収するほか、その返還させるべき額に百分の四十を乗じて得た額以下の金額を徴収することができる。 3 偽りその他不正な手段により就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、就労自立給付金費又は進学準備給付金費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の額の全部又は一部を、その者から徴収するほか、その徴収する額に百分の四十を乗じて得た額以下の金額を徴収することができる。 4 前条第二項の規定は、前三項の規定による徴収金について準用する。
	処分基準の未設定理由	㊦：処分基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
備 考		(参考事項) ・「生活保護手帳」 ・「生活保護手帳一別冊問答集一」 意見陳述の手続き-省略

不利益処分の処分基準

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		支援給付に要する費用の返還額決定
根拠法令(例規)及び条項		中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項
法 令 (例 規) 番 号		平成 6 年法律第 30 号
関 係 条 項		
所 管 課 係 名		地域福祉課生活福祉係
処 分 基 準	基 準	(支援給付の実施) 第十四条 この法律による支援給付（以下「支援給付」という。）は、特定中国残留邦人等であって、その者の属する世帯の収入の額（その者に支給される老齢基礎年金その他に係る厚生労働省令で定める額を除く。）がその者（当該世帯にその者の特定配偶者、その者以外の特定中国残留邦人等その他厚生労働省令で定める者があるときは、これらの者を含む。）について生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第八条第一項の基準により算出した額に比して不足するものに対して、その不足する範囲内において行うものとする。 2 支援給付の種類は、次のとおりとする。 - 一 生活支援給付 - 二 住宅支援給付 - 三 医療支援給付 - 四 介護支援給付 - 五 その他政令で定める給付 3 支援給付を受けている特定中国残留邦人等であって、その者の属する世帯にその者の特定配偶者があるものが死亡した場合において、当該特定中国残留邦人等の死亡後も当該特定配偶者の属する世帯の収入の額（厚生労働省令で定める額を除く。）が当該特定配偶者（当該世帯に厚生労働省令で定める者があるときは、その者を含む。）について生活保護法第八条第一項の基準により算出した額に比して継続して不足するときは、当該世帯に他の特定中国残留邦人等がある場合を除き、当該特定配偶者に対して、厚生労働省令で定めるところにより、支援給付を行うものとする。ただし、当該特定配偶者が当該死亡後に婚姻したとき（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者となったときを含む。）は、この限りでない。るほか、その徴収する額に百分の四十を乗じて得た額以下の金額を徴収することができる。 4 この法律に特別の定めがある場合のほか、支援給付については、生活保護法の規定の例による。 5 支援給付の実施に当たっては、特定中国残留邦人等及び特定配偶者の置かれている事情に鑑み、特定中国残留邦人等及び特定配偶者が日常生活又は社

		会生活を円滑に営むことができるようにするために必要な配慮をして、懇切丁寧に行うものとする。 6 支援給付については、政令で定めるところにより、支援給付を生活保護法による保護とみなして、国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）その他政令で定める法令の規定を適用する。 7 前項に定めるもののほか、支援給付に関する事項に係る他の法令の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。 8 前各項に定めるもののほか、支援給付の実施に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。
	処分基準の未設定理由	㊦：処分基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
備	考	

不利益処分の処分基準

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		扶養義務者からの支援給付の費用徴収
根拠法令(例規)及び条項		中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項
法 令 (例 規) 番 号		平成 6 年法律第 30 号
関 係 条 項		
所 管 課 係 名		地域福祉課生活福祉係
処 分 基 準	基 準	(支援給付の実施) 第十四条 この法律による支援給付（以下「支援給付」という。）は、特定中国残留邦人等であって、その者の属する世帯の収入の額（その者に支給される老齢基礎年金その他に係る厚生労働省令で定める額を除く。）がその者（当該世帯にその者の特定配偶者、その者以外の特定中国残留邦人等その他厚生労働省令で定める者があるときは、これらの者を含む。）について生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第八条第一項の基準により算出した額に比して不足するものに対して、その不足する範囲内において行うものとする。 2 支援給付の種類は、次のとおりとする。 - 一 生活支援給付 - 二 住宅支援給付 - 三 医療支援給付 - 四 介護支援給付 - 五 その他政令で定める給付 3 支援給付を受けている特定中国残留邦人等であって、その者の属する世帯にその者の特定配偶者があるものが死亡した場合において、当該特定中国残留邦人等の死亡後も当該特定配偶者の属する世帯の収入の額（厚生労働省令で定める額を除く。）が当該特定配偶者（当該世帯に厚生労働省令で定める者があるときは、その者を含む。）について生活保護法第八条第一項の基準により算出した額に比して継続して不足するときは、当該世帯に他の特定中国残留邦人等がある場合を除き、当該特定配偶者に対して、厚生労働省令で定めるところにより、支援給付を行うものとする。ただし、当該特定配偶者が当該死亡後に婚姻したとき（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者となったときを含む。）は、この限りでない。るほか、その徴収する額に百分の四十を乗じて得た額以下の金額を徴収することができる。 4 この法律に特別の定めがある場合のほか、支援給付については、生活保護法の規定の例による。 5 支援給付の実施に当たっては、特定中国残留邦人等及び特定配偶者の置かれている事情に鑑み、特定中国残留邦人等及び特定配偶者が日常生活又は社

		会生活を円滑に営むことができるようにするために必要な配慮をして、懇切丁寧に行うものとする。 6 支援給付については、政令で定めるところにより、支援給付を生活保護法による保護とみなして、国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）その他政令で定める法令の規定を適用する。 7 前項に定めるもののほか、支援給付に関する事項に係る他の法令の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。 8 前各項に定めるもののほか、支援給付の実施に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。
	処分基準の未設定理由	㊦：処分基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
備	考	

不利益処分の処分基準

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		不正受給者からの支援給付費徴収
根拠法令(例規)及び条項		中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項
法 令 (例 規) 番 号		平成 6 年法律第 30 号
関 係 条 項		
所 管 課 係 名		地域福祉課生活福祉係
処 分 基 準	基 準	(支援給付の実施) 第十四条 この法律による支援給付（以下「支援給付」という。）は、特定中国残留邦人等であって、その者の属する世帯の収入の額（その者に支給される老齢基礎年金その他に係る厚生労働省令で定める額を除く。）がその者（当該世帯にその者の特定配偶者、その者以外の特定中国残留邦人等その他厚生労働省令で定める者があるときは、これらの者を含む。）について生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第八条第一項の基準により算出した額に比して不足するものに対して、その不足する範囲内において行うものとする。 2 支援給付の種類は、次のとおりとする。 - 一 生活支援給付 - 二 住宅支援給付 - 三 医療支援給付 - 四 介護支援給付 - 五 その他政令で定める給付 3 支援給付を受けている特定中国残留邦人等であって、その者の属する世帯にその者の特定配偶者があるものが死亡した場合において、当該特定中国残留邦人等の死亡後も当該特定配偶者の属する世帯の収入の額（厚生労働省令で定める額を除く。）が当該特定配偶者（当該世帯に厚生労働省令で定める者があるときは、その者を含む。）について生活保護法第八条第一項の基準により算出した額に比して継続して不足するときは、当該世帯に他の特定中国残留邦人等がある場合を除き、当該特定配偶者に対して、厚生労働省令で定めるところにより、支援給付を行うものとする。ただし、当該特定配偶者が当該死亡後に婚姻したとき（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者となったときを含む。）は、この限りでない。るほか、その徴収する額に百分の四十を乗じて得た額以下の金額を徴収することができる。 4 この法律に特別の定めがある場合のほか、支援給付については、生活保護法の規定の例による。 5 支援給付の実施に当たっては、特定中国残留邦人等及び特定配偶者の置かれている事情に鑑み、特定中国残留邦人等及び特定配偶者が日常生活又は社

		会生活を円滑に営むことができるようにするために必要な配慮をして、懇切丁寧に行うものとする。 6 支援給付については、政令で定めるところにより、支援給付を生活保護法による保護とみなして、国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）その他政令で定める法令の規定を適用する。 7 前項に定めるもののほか、支援給付に関する事項に係る他の法令の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。 8 前各項に定めるもののほか、支援給付の実施に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。
	処分基準の未設定理由	㊦：処分基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
備	考	

不利益処分の処分基準

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		障害児福祉手当の不支給
根拠法令(例規)及び条項		特別児童扶養手当等の支給に関する法律第 26 条
法 令 (例 規) 番 号		昭和 39 年法律第 134 号
関 係 条 項		同法第 11 条、第 36 条
所 管 課 係 名		地域福祉課地域福祉係
処 分 基 準	基 準	(準用) 第二十六条 第五条第二項、第五条の二第一項及び第二項、第十一条（第三号を除く。）、第十二条並びに第十六条の規定は、手当について準用する。この場合において、同条中「第八条、第二十二條から第二十五條まで」とあるのは「第二十二條、第二十四條、第二十五條」と、「第九条第二項」とあるのは「第二十二條第二項」と読み替えるものとする。 第十一条 手当は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、その額の全部又は一部を支給しないことができる。 一 受給資格者が、正当な理由がなくて、第三十六条第一項の規定による命令に従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に応じなかつたとき。 二 障害児が、正当な理由がなくて、第三十六条第二項の規定による命令に従わず、又は同項の規定による当該職員の診断を拒んだとき。 三 受給資格者が、当該障害児の監護又は養育を著しく怠っているとき。
	処分基準の未設定理由	㊦：処分基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
備 考		意見陳述の手続き-省略

不利益処分の処分基準

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		特別障害者手当の不支給
根拠法令(例規)及び条項		特別児童扶養手当等の支給に関する法律第 26 条の 5
法 令 (例 規) 番 号		昭和 39 年法律第 134 号
関 係 条 項		同法第 11 条、第 36 条第 1 項・第 2 項
所 管 課 係 名		地域福祉課地域福祉係
処 分 基 準	基 準	(準用) 第二十六条の五 第五条第二項、第五条の二第一項及び第二項、第十一条（第三号を除く。）、第十二条、第十六条並びに第十九条から第二十五条までの規定は、手当について準用する。この場合において、第十六条中「第八条、第二十二条から第二十五条まで」とあるのは「第二十二条、第二十四条、第二十五条」と、「第九条第二項」とあるのは「第二十六条の五において準用する第二十二条第二項」と読み替えるものとする。 第十一条 手当は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、その額の全部又は一部を支給しないことができる。 一 受給資格者が、正当な理由がなくて、第三十六条第一項の規定による命令に従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に応じなかつたとき。 二 障害児が、正当な理由がなくて、第三十六条第二項の規定による命令に従わず、又は同項の規定による当該職員の診断を拒んだとき。 三 受給資格者が、当該障害児の監護又は養育を著しく怠っているとき。
	処分基準の未設定理由	㊦：処分基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
	備 考	意見陳述の手続き-省略

不利益処分の処分基準

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		調査拒否等による障害児福祉手当の支払差止め
根拠法令(例規)及び条項		特別児童扶養手当等の支給に関する法律第 26 条
法 令 (例 規) 番 号		昭和 39 年法律第 134 号
関 係 条 項		同法第 12 条
所 管 課 係 名		地域福祉課地域福祉係
処 分 基 準	基 準	(準用) 第二十六条 第五条第二項、第五条の二第一項及び第二項、第十一条（第三号を除く。）、第十二条並びに第十六条の規定は、手当について準用する。この場合において、同条中「第八条、第二十二條から第二十五條まで」とあるのは「第二十二條、第二十四條、第二十五條」と、「第九条第二項」とあるのは「第二十二條第二項」と読み替えるものとする。 第十二条 手当の支給を受けている者が、正当な理由がなくて、第三十五条第一項の規定による届出をせず、又は書類その他の物件を提出しないときは、手当の支払を一時差し止めることができる。
	処分基準の未設定理由	㊦：処分基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
備 考		意見陳述の手続き-省略

不利益処分の処分基準

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		調査拒否等による特別障害者手当の支払差止め
根拠法令(例規)及び条項		特別児童扶養手当等の支給に関する法律第 26 条の 5
法 令 (例 規) 番 号		昭和 39 年法律第 134 号
関 係 条 項		同法第 12 条
所 管 課 係 名		地域福祉課地域福祉係
処 分 基 準	基 準	(準用) 第二十六条の五 第五条第二項、第五条の二第一項及び第二項、第十一条（第三号を除く。）、第十二条、第十六条並びに第十九条から第二十五条までの規定は、手当について準用する。この場合において、第十六条中「第八条、第二十二條から第二十五条まで」とあるのは「第二十二條、第二十四條、第二十五条」と、「第九条第二項」とあるのは「第二十六条の五において準用する第二十二條第二項」と読み替えるものとする。 第十二条 手当の支給を受けている者が、正当な理由がなくて、第三十五条第一項の規定による届出をせず、又は書類その他の物件を提出しないときは、手当の支払を一時差し止めることができる。
	処分基準の未設定理由	㊦：処分基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
備 考		意見陳述の手続き-省略

不利益処分の処分基準

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		障害児福祉手当の不正利得の徴収
根拠法令(例規)及び条項		特別児童扶養手当等の支給に関する法律第 24 条
法 令 (例 規) 番 号		昭和 39 年法律第 134 号
関 係 条 項		
所 管 課 係 名		地域福祉課地域福祉係
処 分 基 準	基 準	(不正利得の徴収) 第二十四条 都道府県知事、市長又は福祉事務所を管理する町村長は、偽りその他不正の手段により手当の支給を受けた者があるときは、国税徴収の例により、その者から、その支給を受けた額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。 2 前項の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。
	処分基準の未設定理由	㊦：処分基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
備 考		意見陳述の手続き-省略

不利益処分の処分基準

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		特別障害者手当の不正利得の徴収
根拠法令(例規)及び条項		特別児童扶養手当等の支給に関する法律第 26 条の 5
法 令 (例 規) 番 号		昭和 39 年法律第 134 号
関 係 条 項		
所 管 課 係 名		地域福祉課地域福祉係
処 分 基 準	基 準	(準用) 第二十六条の五 第五条第二項、第五条の二第一項及び第二項、第十一条（第三号を除く。）、第十二条、第十六条並びに第十九条から第二十五条までの規定は、手当について準用する。この場合において、第十六条中「第八条、第二十二條から第二十五条まで」とあるのは「第二十二條、第二十四條、第二十五条」と、「第九条第二項」とあるのは「第二十六条の五において準用する第二十二條第二項」と読み替えるものとする。 (不正利得の徴収) 第二十四条 都道府県知事、市長又は福祉事務所を管理する町村長は、偽りその他不正の手段により手当の支給を受けた者があるときは、国税徴収の例により、その者から、その支給を受けた額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。 2 前項の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。
	処分基準の未設定理由	㊦：処分基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
	備 考	意見陳述の手続き-省略

不利益処分の処分基準

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		特別障害者手当の支給の調整
根拠法令(例規)及び条項		特別児童扶養手当等の支給に関する法律第 26 条の 4
法 令 (例 規) 番 号		昭和 39 年法律第 134 号
関 係 条 項		
所 管 課 係 名		地域福祉課地域福祉係
処 分 基 準	基 準	(支給の調整) 第二十六条の四 手当は、手当の支給要件に該当する者が、障害を支給事由とする給付であつて、手当に相当するものとして政令で定めるものを受けることができるときは、その価額の限度で支給しない。ただし、その全額につきその支給が停止されているときは、この限りでない。
	処分基準の未設定理由	㊦: 処分基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ: 処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ: あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
備 考		意見陳述の手続き-省略

不利益処分の処分基準

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		扶養義務者からの費用徴収
根拠法令(例規)及び条項		生活保護法 第 77 条
法 令 (例 規) 番 号		昭和二十五年法律第百四十四号
関 係 条 項		
所 管 課 係 名		地域福祉課生活福祉係
処 分 基 準	基 準	(費用等の徴収) 第七十七条 被保護者に対して民法の規定により扶養の義務を履行しなければならない者があるときは、その義務の範囲内において、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の全部又は一部を、その者から徴収することができる。 2 前項の場合において、扶養義務者の負担すべき額について、保護の実施機関と扶養義務者の間に協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、保護の実施機関の申立により家庭裁判所が、これを定める。
	処分基準の未設定理由	㊦: 処分基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ: 処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ: あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
備 考		(参考事項) ・「生活保護手帳」 ・「生活保護手帳一別冊問答集一」 意見陳述の手続き-省略

不利益処分の処分基準

（平成 30 年 4 月 1 日作成）

処 分 名		支援給付の変更、停止、廃止
根拠法令(例規)及び条項		中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項
法 令（例 規）番 号		平成 6 年法律第 30 号
関 係 条 項		生活保護法第 24 条第 4 項、第 28 条第 5 項、第 62 条第 3 項
所 管 課 係 名		地域福祉課生活福祉係
処 分 基 準	基 準	（職権による保護の開始及び変更） 第二十五条 保護の実施機関は、要保護者が急迫した状況にあるときは、すみやかに、職権をもつて保護の種類、程度及び方法を決定し、保護を開始しなければならない。 2 保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とすると認めるときは、速やかに、職権をもつてその決定を行い、書面をもつて、これを被保護者に通知しなければならない。前条第四項の規定は、この場合に準用する。 3 町村長は、要保護者が特に急迫した事由により放置することができない状況にあるときは、すみやかに、職権をもつて第十九条第六項に規定する保護を行わなければならない。 （保護の停止及び廃止） 第二十六条 保護の実施機関は、被保護者が保護を必要としなくなつたときは、速やかに、保護の停止又は廃止を決定し、書面をもつて、これを被保護者に通知しなければならない。第二十八条第五項又は第六十二条第三項の規定により保護の停止又は廃止をするときも、同様とする。
	処分基準の未設定理由	㊦：処分基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
備 考		

不利益処分の処分基準

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		補助金等の返還命令
根拠法令(例規)及び条項		社会福祉法第 58 条第 3 項
法 令 (例 規) 番 号		昭和 26 年法律第 45 号
関 係 条 項		社会福祉法第 58 条第 2 項
所 管 課 係 名		地域福祉課地域福祉係
処 分 基 準	基 準	(助成等) 第五十八条 国又は地方公共団体は、必要があると認めるときは、厚生労働省令又は当該地方公共団体の条例で定める手続に従い、社会福祉法人に対し、補助金を支出し、又は通常の条件よりも当該社会福祉法人に有利な条件で、貸付金を支出し、若しくはその他の財産を譲り渡し、若しくは貸し付けることができる。ただし、国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）及び地方自治法第二百三十七条第二項の規定の適用を妨げない。 2 前項の規定により、社会福祉法人に対する助成がなされたときは、厚生労働大臣又は地方公共団体の長は、その助成の目的が有効に達せられることを確保するため、当該社会福祉法人に対して、次に掲げる権限を有する。 一 事業又は会計の状況に関し報告を徴すること。 二 助成の目的に照らして、社会福祉法人の予算が不適當であると認める場合において、その予算について必要な変更をすべき旨を勧告すること。 三 社会福祉法人の役員が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款に違反した場合において、その役員を解職すべき旨を勧告すること。 3 国又は地方公共団体は、社会福祉法人が前項の規定による措置に従わなかったときは、交付した補助金若しくは貸付金又は譲渡し、若しくは貸し付けたその他の財産の全部又は一部の返還を命ずることができる。 4 第五十六条第九項から第十一項までの規定は、第二項第三号の規定により解職を勧告し、又は前項の規定により補助金若しくは貸付金の全部若しくは一部の返還を命令する場合に準用する。
	処分基準の未設定理由	㊦：処分基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
備 考		

不利益処分の処分基準

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		職権による保護の変更
根拠法令(例規)及び条項		生活保護法第 25 条第 2 項
法 令 (例 規) 番 号		昭和 25 年法律第 144 号
関 係 条 項		
所 管 課 係 名		地域福祉課生活福祉係
処 分 基 準	基 準	(職権による保護の開始及び変更) 第二十五条 保護の実施機関は、要保護者が急迫した状況にあるときは、すみやかに、職権をもつて保護の種類、程度及び方法を決定し、保護を開始しなければならない。 2 保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とすると認めるときは、速やかに、職権をもつてその決定を行い、書面をもつて、これを被保護者に通知しなければならない。前条第四項の規定は、この場合に準用する。 3 町村長は、要保護者が特に急迫した事由により放置することができない状況にあるときは、すみやかに、職権をもつて第十九条第六項に規定する保護を行わなければならない。
	処分基準の未設定理由	㊦：処分基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
備 考		(参考事項) ・「生活保護手帳」 ・「生活保護手帳一別冊問答集一」 意見陳述の手続き-省略

不利益処分の処分基準

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		費用返還額決定
根拠法令(例規)及び条項		生活保護法第 63 条
法 令 (例 規) 番 号		昭和 25 年法律第 144 号
関 係 条 項		
所 管 課 係 名		地域福祉課生活福祉係
処 分 基 準	基 準	(費用返還義務) 第六十三条 被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。
	処分基準の未設定理由	㊦：処分基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
備 考		(参考事項) ・「生活保護手帳」 ・「生活保護手帳一別冊問答集一」 意見陳述の手続き-省略

不利益処分の処分基準

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		職権による支援給付の変更
根拠法令(例規)及び条項		中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項
法 令 (例 規) 番 号		平成 6 年法律第 30 号
関 係 条 項		生活保護法第 25 条第 2 項
所 管 課 係 名		地域福祉課生活福祉係
処 分 基 準	基 準	(職権による保護の開始及び変更) 第二十五条 保護の実施機関は、要保護者が急迫した状況にあるときは、すみやかに、職権をもつて保護の種類、程度及び方法を決定し、保護を開始しなければならない。 2 保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とすると認めるときは、速やかに、職権をもつてその決定を行い、書面をもつて、これを被保護者に通知しなければならない。前条第四項の規定は、この場合に準用する。 3 町村長は、要保護者が特に急迫した事由により放置することができない状況にあるときは、すみやかに、職権をもつて第十九条第六項に規定する保護を行わなければならない。
	処分基準の未設定理由	㊦：処分基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
備 考		意見陳述の手続き・省略

不利益処分の処分基準

（平成 30 年 4 月 1 日作成）

処 分 名		支援給付費の停止、廃止
根拠法令(例規)及び条項		中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項
法 令（例 規）番 号		平成 6 年法律第 30 号
関 係 条 項		生活保護法第 26 条
所 管 課 係 名		地域福祉課生活福祉係
処 分 基 準	基 準	（保護の停止及び廃止） 第二十六条 保護の実施機関は、被保護者が保護を必要としなくなつたときは、速やかに、保護の停止又は廃止を決定し、書面をもつて、これを被保護者に通知しなければならない。第二十八条第五項又は第六十二条第三項の規定により保護の停止又は廃止をするときも、同様とする。
	処分基準の未設定理由	㊦：処分基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
備 考		意見陳述の手続き-省略

不利益処分の処分基準

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		調査に応じないときの支援給付廃止等
根拠法令(例規)及び条項		中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項
法 令 (例 規) 番 号		平成 6 年法律第 30 号
関 係 条 項		生活保護法第 28 条第 5 項、第 62 条第 3 項
所 管 課 係 名		地域福祉課生活福祉係
処 分 基 準	基 準	(報告、調査及び検診) 第二十八条 保護の実施機関は、保護の決定若しくは実施又は第七十七条若しくは第七十八条（第三項を除く。次項及び次条第一項において同じ。）の規定の施行のため必要があると認めるときは、要保護者の資産及び収入の状況、健康状態その他の事項を調査するために、厚生労働省令で定めるところにより、当該要保護者に対して、報告を求め、若しくは当該職員に、当該要保護者の居住の場所に立ち入り、これらの事項を調査させ、又は当該要保護者に対して、保護の実施機関の指定する医師若しくは歯科医師の検診を受けるべき旨を命ずることができる。 2 保護の実施機関は、保護の決定若しくは実施又は第七十七条若しくは第七十八条の規定の施行のため必要があると認めるときは、保護の開始又は変更の申請書及びその添付書類の内容を調査するために、厚生労働省令で定めるところにより、要保護者の扶養義務者若しくはその他の同居の親族又は保護の開始若しくは変更の申請の当時要保護者若しくはこれらの者であつた者に対して、報告を求めることができる。 3 第一項の規定によつて立入調査を行う当該職員は、厚生労働省令の定めるところにより、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。 4 第一項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。 5 保護の実施機関は、要保護者が第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は医師若しくは歯科医師の検診を受けるべき旨の命令に従わないときは、保護の開始若しくは変更の申請を却下し、又は保護の変更、停止若しくは廃止をすることができる。
	処分基準の未設定理由	㊦：処分基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
備 考		意見陳述の手続き-省略

不利益処分の処分基準

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		特別障害者手当の返還（第 22 条第 2 項準用）
根拠法令(例規)及び条項		特別児童扶養手当等の支給に関する法律第 26 条の 5
法 令（例 規）番 号		昭和 39 年法律第 134 号
関 係 条 項		同法第 22 条、第 23 条、同法施行令第 2 条第 2 項、第 7 条、第 8 条
所 管 課 係 名		地域福祉課地域福祉係
処 分 基 準	基 準	（準用） 第二十六条の五 第五条第二項、第五条の二第一項及び第二項、第十一条（第三号を除く。）、第十二条、第十六条並びに第十九条から第二十五条までの規定は、手当について準用する。この場合において、第十六条中「第八条、第二十二条から第二十五条まで」とあるのは「第二十二条、第二十四条、第二十五条」と、「第九条第二項」とあるのは「第二十六条の五において準用する第二十二条第二項」と読み替えるものとする。 第二十二条 被災者がある場合においては、その損害を受けた月から翌年の七月までの手当については、その損害を受けた年の前年又は前前年における当該被災者の所得に関しては、前二条の規定を適用しない。 2 前項の規定により同項に規定する期間に係る手当が支給された場合において、次の各号に該当するときは、その支給を受けた者は、それぞれ当該各号に規定する手当で同項に規定する期間に係るものに相当する金額を都道府県、市（特別区を含む。以下同じ。）又は福祉事務所を設置する町村に返還しなければならない。 一 当該被災者の当該損害を受けた年の所得が、当該被災者の扶養親族等の有無及び数に応じて、第二十条に規定する政令で定める額を超えること。 当該被災者に支給された手当 二 当該被災者の当該損害を受けた年の所得が、当該被災者の扶養親族等の有無及び数に応じて、前条に規定する政令で定める額以上であること。 当該被災者を配偶者又は扶養義務者とする者に支給された手当
		㊦：処分基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
	処分基準の未設定理由	
備 考		「特別障害者手当等支給事務の手引」 意見陳述の手続き-省略

不利益処分の処分基準

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		保護の停止、廃止
根拠法令(例規)及び条項		生活保護法第 26 条
法 令 (例 規) 番 号		昭和 25 年法律第 144 号
関 係 条 項		同法第 28 条第 5 項、第 62 条第 3 項
所 管 課 係 名		地域福祉課生活福祉係
処 分 基 準	基 準	(保護の停止及び廃止) 第二十六条 保護の実施機関は、被保護者が保護を必要としなくなつたときは、速やかに、保護の停止又は廃止を決定し、書面をもつて、これを被保護者に通知しなければならない。第二十八条第五項又は第六十二条第三項の規定により保護の停止又は廃止をするときも、同様とする。
	処分基準の未設定理由	㊦：処分基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
備 考		(参考事項) ・「生活保護手帳」 ・「生活保護手帳一別冊問答集一」 意見陳述の手続き-省略

不利益処分の処分基準

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		社会福祉法人の業務停止命令
根拠法令(例規)及び条項		社会福祉法第 57 条
法 令 (例 規) 番 号		昭和 26 年法律第 45 号
関 係 条 項		同法第 26 条第 1 項
所 管 課 係 名		地域福祉課地域福祉係
処 分 基 準	基 準	(公益事業又は収益事業の停止) 第五十七条 所轄庁は、第二十六条第一項の規定により公益事業又は収益事業を行う社会福祉法人につき、次の各号のいずれかに該当する事由があると認めるときは、当該社会福祉法人に対して、その事業の停止を命ずることができる。 一 当該社会福祉法人が定款で定められた事業以外の事業を行うこと。 二 当該社会福祉法人が当該収益事業から生じた収益を当該社会福祉法人の行う社会福祉事業及び公益事業以外の目的に使用すること。 三 当該公益事業又は収益事業の継続が当該社会福祉法人の行う社会福祉事業に支障があること。
	処分基準の未設定理由	㊦：処分基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
備 考		

不利益処分 of 処分基準

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		社会福祉法人の解散命令
根拠法令(例規)及び条項		社会福祉法第 46 条
法 令 (例 規) 番 号		昭和 26 年法律第 45 号
関 係 条 項		
所 管 課 係 名		地域福祉課地域福祉係
処 分 基 準	基 準	(解散事由) 第四十六条 社会福祉法人は、次の事由によつて解散する。 - 一 評議員会の決議 - 二 定款に定めた解散事由の発生 - 三 目的たる事業の成功の不能 - 四 合併（合併により当該社会福祉法人が消滅する場合に限る。） - 五 破産手続開始の決定 - 六 所轄庁の解散命令 2 前項第一号又は第三号に掲げる事由による解散は、所轄庁の認可又は認定がなければ、その効力を生じない。 3 清算人は、第一項第二号又は第五号に掲げる事由によつて解散した場合には、遅滞なくその旨を所轄庁に届け出なければならない。
	処分基準の未設定理由	㊦：処分基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
備 考		

不利益処分の処分基準

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		社会福祉法人の公益事業及び収益事業の停止命令
根拠法令(例規)及び条項		社会福祉法第 57 条
法 令 (例 規) 番 号		昭和 26 年法律第 45 号
関 係 条 項		同法第 26 条第 1 項
所 管 課 係 名		地域福祉課地域福祉係
処 分 基 準	基 準	(公益事業又は収益事業の停止) 第五十七条 所轄庁は、第二十六条第一項の規定により公益事業又は収益事業を行う社会福祉法人につき、次の各号のいずれかに該当する事由があると認めるときは、当該社会福祉法人に対して、その事業の停止を命ずることができる。 一 当該社会福祉法人が定款で定められた事業以外の事業を行うこと。 二 当該社会福祉法人が当該収益事業から生じた収益を当該社会福祉法人の行う社会福祉事業及び公益事業以外の目的に使用すること。 三 当該公益事業又は収益事業の継続が当該社会福祉法人の行う社会福祉事業に支障があること。
	処分基準の未設定理由	㊦：処分基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
備 考		

不利益処分の処分基準

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		特別障害者手当の受給資格の喪失
根拠法令(例規)及び条項		特別児童扶養手当等の支給に関する法律第 26 条の 2
法 令 (例 規) 番 号		昭和 39 年法律第 134 号
関 係 条 項		
所 管 課 係 名		地域福祉課地域福祉係
処 分 基 準	基 準	(支給要件) 第二十六条の二 都道府県知事、市長及び福祉事務所を管理する町村長は、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に住所を有する特別障害者に対し、特別障害者手当（以下この章において「手当」という。）を支給する。ただし、その者が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。 一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）に規定する障害者支援施設（次号において「障害者支援施設」という。）に入所しているとき（同法に規定する生活介護（次号において「生活介護」という。）を受けている場合に限る。）。 二 障害者支援施設（生活介護を行うものに限る。）に類する施設で厚生労働省令で定めるものに入所しているとき。 三 病院又は診療所（前号に規定する施設を除く。）に継続して三月を超えて入院するに至ったとき。
	処分基準の未設定理由	㊦：処分基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
備 考		意見陳述の手続き-省略

不利益処分の処分基準

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		特別障害者手当の支払いの調整
根拠法令(例規)及び条項		特別児童扶養手当等の支給に関する法律第 26 条の 5
法 令 (例 規) 番 号		昭和 39 年法律第 134 号
関 係 条 項		同法施行令第 10 条
所 管 課 係 名		地域福祉課地域福祉係
処 分 基 準	基 準	(準用) 第二十六条の五 第五条第二項、第五条の二第一項及び第二項、第十一条（第三号を除く。）、第十二条、第十六条並びに第十九条から第二十五条までの規定は、手当について準用する。この場合において、第十六条中「第八条、第二十二條から第二十五条まで」とあるのは「第二十二條、第二十四條、第二十五条」と、「第九條第二項」とあるのは「第二十六條の五において準用する第二十二條第二項」と読み替えるものとする。
		(支給の制限) 第二十条 手当は、受給資格者の前年の所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、政令で定める額を超えるときは、その年の八月から翌年の七月までは、支給しない。
		第二十一条 手当は、受給資格者の配偶者の前年の所得又は受給資格者の民法第八百七十七条第一項に定める扶養義務者で当該受給資格者の生計を維持するものの前年の所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、政令で定める額以上であるときは、その年の八月から翌年の七月までは、支給しない。
		第二十二条 被災者がある場合においては、その損害を受けた月から翌年の七月までの手当については、その損害を受けた年の前年又は前前年における当該被災者の所得に関しては、前二条の規定を適用しない。
		2 前項の規定により同項に規定する期間に係る手当が支給された場合において、次の各号に該当するときは、その支給を受けた者は、それぞれ当該各号に規定する手当で同項に規定する期間に係るものに相当する金額を都道府県、市（特別区を含む。以下同じ。）又は福祉事務所を設置する町村に返還しなければならない。
		一 当該被災者の当該損害を受けた年の所得が、当該被災者の扶養親族等の有無及び数に応じて、第二十条に規定する政令で定める額を超えること。 当該被災者に支給された手当
		二 当該被災者の当該損害を受けた年の所得が、当該被災者の扶養親族等の有無及び数に応じて、前条に規定する政令で定める額以上であること。 当

		該被災者を配偶者又は扶養義務者とする者に支給された手当 第二十三条 第二十条、第二十一条及び前条第二項各号に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、政令で定める。
	処分基準の未設定理由	ア：処分基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
備 考		(参考事項) ・「特別障害者手当等支給事務の手引」(厚生省社会・援護局監修 中央法規 平成4年発行) 意見陳述の手続き・省略

不利益処分の処分基準

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		障害児福祉手当の支払いの調整
根拠法令(例規)及び条項		特別児童扶養手当等の支給に関する法律 第 26 条
法 令 (例 規) 番 号		昭和三十九年法律第百三十四号
関 係 条 項		同法第 16 条、児童扶養手当法第 31 条、児童扶養手当及び特別児童扶養手当の支払に関する規則第 4 条～第 6 条
所 管 課 係 名		地域福祉課地域福祉係
処 分 基 準	基 準	(準用) 第二十六条 第五条第二項、第五条の二第一項及び第二項、第十一条（第三号を除く。）、第十二条並びに第十六条の規定は、手当について準用する。この場合において、同条中「第八条、第二十二條から第二十五條まで」とあるのは「第二十二條、第二十四條、第二十五條」と、「第九條第二項」とあるのは「第二十二條第二項」と読み替えるものとする。 (支給の制限) 第二十条 手当は、受給資格者の前年の所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、政令で定める額を超えるときは、その年の八月から翌年の七月までは、支給しない。 第二十一条 手当は、受給資格者の配偶者の前年の所得又は受給資格者の民法第八百七十七条第一項に定める扶養義務者で当該受給資格者の生計を維持するものの前年の所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、政令で定める額以上であるときは、その年の八月から翌年の七月までは、支給しない。 第二十二条 被災者がある場合においては、その損害を受けた月から翌年の七月までの手当については、その損害を受けた年の前年又は前前年における当該被災者の所得に関しては、前二条の規定を適用しない。 2 前項の規定により同項に規定する期間に係る手当が支給された場合において、次の各号に該当するときは、その支給を受けた者は、それぞれ当該各号に規定する手当で同項に規定する期間に係るものに相当する金額を都道府県、市（特別区を含む。以下同じ。）又は福祉事務所を設置する町村に返還しなければならない。 一 当該被災者の当該損害を受けた年の所得が、当該被災者の扶養親族等の有無及び数に応じて、第二十条に規定する政令で定める額を超えること。 当該被災者に支給された手当 二 当該被災者の当該損害を受けた年の所得が、当該被災者の扶養親族等の有無及び数に応じて、前条に規定する政令で定める額以上であること。 当

		該被災者を配偶者又は扶養義務者とする者に支給された手当 第二十三条 第二十条、第二十一条及び前条第二項各号に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、政令で定める。
	処分基準の未設定理由	ア：処分基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
備 考		(参考事項) ・「特別障害者手当等支給事務の手引」(厚生省社会・援護局監修 中央法規 平成4年発行) 意見陳述の手続き・省略

不利益処分の処分基準

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		支給決定の取消し
根拠法令(例規)及び条項		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 25 条第 1 項
法 令 (例 規) 番 号		平成 17 年法律第 123 号
関 係 条 項		
所 管 課 係 名		地域福祉課地域福祉係
処 分 基 準	基 準	(支給決定の取消し) 第二十五条 支給決定を行った市町村は、次に掲げる場合には、当該支給決定を取り消すことができる。 一 支給決定に係る障害者等が、第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス等及び第三十条第一項第二号に規定する基準該当障害福祉サービスを受ける必要がなくなったと認めるとき。 二 支給決定障害者等が、支給決定の有効期間内に、当該市町村以外の市町村の区域内に居住地を有するに至ったと認めるとき（支給決定に係る障害者が特定施設に入所することにより当該市町村以外の市町村の区域内に居住地を有するに至ったと認めるときを除く。）。 三 支給決定に係る障害者等又は障害児の保護者が、正当な理由なしに第二十条第二項（前条第三項において準用する場合を含む。）の規定による調査に応じないとき。 四 その他政令で定めるとき。
	処分基準の未設定理由	㊦：処分基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
備 考		

不利益処分の処分基準

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		自立支援医療費の支給認定の取消し
根拠法令(例規)及び条項		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 57 条第 1 項
法 令 (例 規) 番 号		平成 17 年法律第 123 号
関 係 条 項		
所 管 課 係 名		地域福祉課地域福祉係
処 分 基 準	基 準	(支給認定の取消し) 第五十七条 支給認定を行った市町村等は、次に掲げる場合には、当該支給認定を取り消すことができる。 一 支給認定に係る障害者等が、その心身の障害の状態からみて自立支援医療を受ける必要がなくなったと認めるとき。 二 支給認定障害者等が、支給認定の有効期間内に、当該市町村等以外の市町村等の区域内に居住地を有するに至ったと認めるとき（支給認定に係る障害者が特定施設に入所することにより当該市町村以外の市町村の区域内に居住地を有するに至ったと認めるときを除く。）。 三 支給認定に係る障害者等が、正当な理由なしに第九条第一項の規定による命令に応じないとき。 四 その他政令で定めるとき。 2 前項の規定により支給認定の取消しを行った市町村等は、厚生労働省令で定めるところにより、当該取消しに係る支給認定障害者等に対し医療受給者証の返還を求めるものとする。
	処分基準の未設定理由	㊦：処分基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
備 考		

不利益処分の処分基準

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		職権による介護給付費等の支給決定の変更
根拠法令(例規)及び条項		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 24 条第 2 項
法 令 (例 規) 番 号		平成 17 年法律第 123 号
関 係 条 項		同法第 22 条第 1 項
所 管 課 係 名		地域福祉課地域福祉係
処 分 基 準	基 準	(支給決定の変更) 第二十四条 支給決定障害者等は、現に受けている支給決定に係る障害福祉サービスの種類、支給量その他の厚生労働省令で定める事項を変更する必要があるときは、厚生労働省令で定めるところにより、市町村に対し、当該支給決定の変更の申請をすることができる。 2 市町村は、前項の申請又は職権により、第二十二条第一項の厚生労働省令で定める事項を勘案し、支給決定障害者等につき、必要があると認めるときは、支給決定の変更の決定を行うことができる。この場合において、市町村は、当該決定に係る支給決定障害者等に対し受給者証の提出を求めるものとする。 3 第十九条(第一項を除く。)、第二十条(第一項を除く。)及び第二十二条(第一項を除く。)の規定は、前項の支給決定の変更の決定について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。 4 市町村は、第二項の支給決定の変更の決定を行うに当たり、必要があると認めるときは、障害支援区分の変更の認定を行うことができる。 5 第二十一条の規定は、前項の障害支援区分の変更の認定について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。 6 市町村は、第二項の支給決定の変更の決定を行った場合には、受給者証に当該決定に係る事項を記載し、これを返還するものとする。
	処分基準の未設定理由	ア：処分基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
備 考		

不利益処分の処分基準

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		障害児福祉手当の受給資格の喪失
根拠法令(例規)及び条項		特別児童扶養手当等の支給に関する法律第 17 条
法 令 (例 規) 番 号		昭和 39 年法律第百 134 号
関 係 条 項		同法第 2 条、同法施行令第 1 条、第 1 条の 2、第 6 条
所 管 課 係 名		地域福祉課地域福祉係
処 分 基 準	基 準	(支給要件) 第十七条 都道府県知事、市長（特別区の区長を含む。以下同じ。）及び福祉事務所（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所をいう。以下同じ。）を管理する町村長は、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に住所を有する重度障害児に対し、障害児福祉手当（以下この章において「手当」という。）を支給する。ただし、その者が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。 一 障害を支給事由とする給付で政令で定めるものを受けるときができるとき。ただし、その全額につきその支給が停止されているときを除く。 二 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）に規定する障害児入所施設その他これに類する施設で厚生労働省令で定めるものに収容されているとき。
	処分基準の未設定理由	㊦: 処分基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ: 処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ: あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
備 考		(参考事項) ・児童扶養手当法第 4 条並びに障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令第 1 条を参照すること。 意見陳述の手続き-省略

不利益処分の処分基準

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		障害児福祉手当の返還
根拠法令(例規)及び条項		特別児童扶養手当等の支給に関する法律第 22 条第 2 項
法 令 (例 規) 番 号		昭和 39 年法律第 134 号
関 係 条 項		同法第 22 条第 1 項、第 23 条、同法施行令第 2 条第 2 項、第 7 条、第 8 条
所 管 課 係 名		地域福祉課地域福祉係
処 分 基 準	基 準	第二十二条 被災者がある場合においては、その損害を受けた月から翌年の七月までの手当については、その損害を受けた年の前年又は前前年における当該被災者の所得に関しては、前二条の規定を適用しない。 2 前項の規定により同項に規定する期間に係る手当が支給された場合において、次の各号に該当するときは、その支給を受けた者は、それぞれ当該各号に規定する手当で同項に規定する期間に係るものに相当する金額を都道府県、市（特別区を含む。以下同じ。）又は福祉事務所を設置する町村に返還しなければならない。 一 当該被災者の当該損害を受けた年の所得が、当該被災者の扶養親族等の有無及び数に応じて、第二十条に規定する政令で定める額を超えること。当該被災者に支給された手当 二 当該被災者の当該損害を受けた年の所得が、当該被災者の扶養親族等の有無及び数に応じて、前条に規定する政令で定める額以上であること。 当該被災者を配偶者又は扶養義務者とする者に支給された手当
	処分基準の未設定理由	㊦：処分基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
備 考		

不利益処分の処分基準

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		特別障害者手当の支給の制限
根拠法令(例規)及び条項		特別児童扶養手当等の支給に関する法律第 26 条の 5
法 令 (例 規) 番 号		昭和 39 年法律第 134 号
関 係 条 項		同法第 20 条、第 23 条、同法施行規則第 7 条
所 管 課 係 名		地域福祉課地域福祉係
処 分 基 準	基 準	(準用) 第二十六条の五 第五条第二項、第五条の二第一項及び第二項、第十一条（第三号を除く。）、第十二条、第十六条並びに第十九条から第二十五条までの規定は、手当について準用する。この場合において、第十六条中「第八条、第二十二条から第二十五条まで」とあるのは「第二十二条、第二十四条、第二十五条」と、「第九条第二項」とあるのは「第二十六条の五において準用する第二十二条第二項」と読み替えるものとする。 (支給の制限) 第二十条 手当は、受給資格者の前年の所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、政令で定める額を超えるときは、その年の八月から翌年の七月までは、支給しない。 第二十一条 手当は、受給資格者の配偶者の前年の所得又は受給資格者の民法第八百七十七条第一項に定める扶養義務者で当該受給資格者の生計を維持するものの前年の所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、政令で定める額以上であるときは、その年の八月から翌年の七月までは、支給しない。 第二十二条 被災者がある場合においては、その損害を受けた月から翌年の七月までの手当については、その損害を受けた年の前年又は前前年における当該被災者の所得に関しては、前二条の規定を適用しない。 2 前項の規定により同項に規定する期間に係る手当が支給された場合において、次の各号に該当するときは、その支給を受けた者は、それぞれ当該各号に規定する手当で同項に規定する期間に係るものに相当する金額を都道府県、市（特別区を含む。以下同じ。）又は福祉事務所を設置する町村に返還しなければならない。 一 当該被災者の当該損害を受けた年の所得が、当該被災者の扶養親族等の有無及び数に応じて、第二十条に規定する政令で定める額を超えること。 当該被災者に支給された手当 二 当該被災者の当該損害を受けた年の所得が、当該被災者の扶養親族等の有無及び数に応じて、前条に規定する政令で定める額以上であること。 当該被災者を配偶者又は扶養義務者とする者に支給された手当

	処分基準の未設定理由	ア：処分基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
備	考	(参考事項) ・「特別障害者手当等支給事務の手引」(厚生省社会・援護局監修 中央法規 平成4年発行) 意見陳述の手続き-省略

不利益処分の処分基準

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		障害児福祉手当の支給の制限
根拠法令(例規)及び条項		特別児童扶養手当等の支給に関する法律第 20 条
法 令 (例 規) 番 号		昭和 39 年法律第 134 号
関 係 条 項		同法第 23 条、同法施行令第 7 条
所 管 課 係 名		地域福祉課地域福祉係
処 分 基 準	基 準	(支給の制限) 第二十条 手当は、受給資格者の前年の所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、政令で定める額を超えるときは、その年の八月から翌年の七月までは、支給しない。 第二十一条 手当は、受給資格者の配偶者の前年の所得又は受給資格者の民法第八百七十七条第一項に定める扶養義務者で当該受給資格者の生計を維持するものの前年の所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、政令で定める額以上であるときは、その年の八月から翌年の七月までは、支給しない。
	処分基準の未設定理由	㊦：処分基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
備 考		(参考事項) ・「特別障害者手当等支給事務の手引」(厚生省社会・援護局監修 中央法規 平成 4 年発行) ・児童扶養手当法第 10 条を参照すること。 意見陳述の手続き-省略

不利益処分の処分基準

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		自立支援給付の不正利得に対する徴収
根拠法令(例規)及び条項		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 8 条第 1 項
法 令 (例 規) 番 号		平成 17 年法律第 123 号
関 係 条 項		
所 管 課 係 名		地域福祉課地域福祉係
処 分 基 準	基 準	(不正利得の徴収) 第八条 市町村（政令で定める医療に係る自立支援医療費の支給に関しては、都道府県とする。以下「市町村等」という。）は、偽りその他不正の手段により自立支援給付を受けた者があるときは、その者から、その自立支援給付の額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。 2 市町村等は、第二十九条第二項に規定する指定障害福祉サービス事業者等、第五十一条の十四第一項に規定する指定一般相談支援事業者、第五十一条の十七第一項第一号に規定する指定特定相談支援事業者又は第五十四条第二項に規定する指定自立支援医療機関（以下この項において「事業者等」という。）が、偽りその他不正の行為により介護給付費、訓練等給付費、特定障害者特別給付費、地域相談支援給付費、計画相談支援給付費、自立支援医療費又は療養介護医療費の支給を受けたときは、当該事業者等に対し、その支払った額につき返還させるほか、その返還させる額に百分の四十を乗じて得た額を支払わせることができる。 3 前二項の規定による徴収金は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の三第三項に規定する法律で定める歳入とする。
	処分基準の未設定理由	㊦：処分基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
備 考		行手法第 13 条第 2 項第 4 号により適用除外

不利益処分の処分基準

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		介護給付費等の不正支給を受けた場合の返還命令
根拠法令(例規)及び条項		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 8 条第 2 項
法 令 (例 規) 番 号		平成 17 年法律第 123 号
関 係 条 項		
所 管 課 係 名		地域福祉課地域福祉係
処 分 基 準	基 準	(不正利得の徴収) 第八条 市町村（政令で定める医療に係る自立支援医療費の支給に関しては、都道府県とする。以下「市町村等」という。）は、偽りその他不正の手段により自立支援給付を受けた者があるときは、その者から、その自立支援給付の額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。 2 市町村等は、第二十九条第二項に規定する指定障害福祉サービス事業者等、第五十一条の十四第一項に規定する指定一般相談支援事業者、第五十一条の十七第一項第一号に規定する指定特定相談支援事業者又は第五十四条第二項に規定する指定自立支援医療機関（以下この項において「事業者等」という。）が、偽りその他不正の行為により介護給付費、訓練等給付費、特定障害者特別給付費、地域相談支援給付費、計画相談支援給付費、自立支援医療費又は療養介護医療費の支給を受けたときは、当該事業者等に対し、その支払った額につき返還させるほか、その返還させる額に百分の四十を乗じて得た額を支払わせることができる。 3 前二項の規定による徴収金は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の三第三項に規定する法律で定める歳入とする。
	処分基準の未設定理由	㊦：処分基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
備 考		行手法第 13 条第 2 項第 4 号により適用除外

不利益処分の処分基準

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名		調査に応じないときの保護廃止等
根拠法令(例規)及び条項		生活保護法第 28 条第 5 項
法 令 (例 規) 番 号		昭和 25 年法律第 144 号
関 係 条 項		
所 管 課 係 名		地域福祉課生活福祉係
処 分 基 準	基 準	(報告、調査及び検診) 第二十八条 保護の実施機関は、保護の決定若しくは実施又は第七十七条若しくは第七十八条（第三項を除く。次項及び次条第一項において同じ。）の規定の施行のため必要があると認めるときは、要保護者の資産及び収入の状況、健康状態その他の事項を調査するために、厚生労働省令で定めるところにより、当該要保護者に対して、報告を求め、若しくは当該職員に、当該要保護者の居住の場所に立ち入り、これらの事項を調査させ、又は当該要保護者に対して、保護の実施機関の指定する医師若しくは歯科医師の検診を受けるべき旨を命ずることができる。 2 保護の実施機関は、保護の決定若しくは実施又は第七十七条若しくは第七十八条の規定の施行のため必要があると認めるときは、保護の開始又は変更の申請書及びその添付書類の内容を調査するために、厚生労働省令で定めるところにより、要保護者の扶養義務者若しくはその他の同居の親族又は保護の開始若しくは変更の申請の当時要保護者若しくはこれらの者であつた者に対して、報告を求めることができる。 3 第一項の規定によつて立入調査を行う当該職員は、厚生労働省令の定めるところにより、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。 4 第一項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。 5 保護の実施機関は、要保護者が第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は医師若しくは歯科医師の検診を受けるべき旨の命令に従わないときは、保護の開始若しくは変更の申請を却下し、又は保護の変更、停止若しくは廃止をすることができる。
	処分基準の未設定理由	㊦：処分基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの

備 考	(参考事項) ・「生活保護手帳」 ・「生活保護手帳－別冊問答集－」 意見陳述の手続き-省略
--------	--